

重点施策	計画に基づく重点施策	事業名	R6年度実施予定の事業内容	担当課
1	市民一人一人の気付きと見守りを促す			
	1-（1）自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施	自殺対策推進事業（自殺対策の普及啓発）	・自殺予防週間（9/10～16）に「自殺対策講演会」を開催、自殺対策強化月間（3月）では、市ホームページを活用し自殺に関する正しい知識の普及啓発を行っている。	保健予防課
	1-（2）児童生徒の自殺対策に資する教育の実施	SOSの出し方に関する教育*【新規】	・年度当初の校長会で「困難を抱える児童・生徒を早期に把握し、積極的・組織的な相談・支援体制の充実を図る」ことの重要性について、共通理解を図るとともに、その中で、児童・生徒のSOSを察知できる校内支援体制の強化と児童・生徒が周囲の大人にSOSを出せる方法を学ぶ機会をつくることについて、確認していく。 ・校長会や児童・生徒指導担当教員研究会を通じて、各学校における「生命（いのち）の安全教育」推進を促す。 ・道徳の授業等を通じて、人の心を「嫌なことがあると水が溜まるコップ」に見立てた「心のコップ」の考え方を持たせるとともに、自己の心を見つめ、様々な方法でSOSを出すことの大切さを伝えていく。	学校教育指導課
	1-（3）自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及	自殺対策推進事業（自殺対策の普及啓発）	・インターネット（市ホームページ）を活用し、自殺対策の正しい知識の普及を行う。	保健予防課
	1-（4）うつ病等についての普及啓発の推進	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（普及啓発）	・世界メンタルヘルスデーに合わせて、市役所のふれあいプラザで精神障がいや精神疾患に関する普及啓発を行う。 ・家族や同僚等など身近な人に対して傾聴を中心とした支援を行う「心のサポーター」を養成する。	保健予防課
2	自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る			
	2-（1）大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進	自殺対策推進事業（ゲートキーパー養成）	・自殺対策教育の推進として、自殺対策に関わる人材の確保、養成のために大学等と連携し、保健師学生、インターンの学生に対して自殺対策の説明やゲートキーパー養成研修を行う。	保健予防課
	2-（2）様々な分野への研修及び自殺対策の連携調整を担う人材の育成	自殺対策推進事業（ゲートキーパー養成）	・SNS等の様々な媒体を活用しゲートキーパー養成研修を周知するとともに、研修やSNS等で自殺に対する正しい知識の普及を通して自殺対策を担う人材の育成を行う。	保健予防課
	2-（3）自殺対策従事者、家族、知人、ゲートキーパー*等を含めた支援者への支援	精神障がい者等相談・訪問指導事業（相談・助言の実施）	・自殺対策従事者、家族、知人ゲートキーパー等より相談があった際は、助言等を行っていく。また、精神保健福祉センターのコンサルテーションや他機関と連携し対応をしていく。	保健予防課
3	心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する			
	3-（1）職場、地域、学校におけるメンタルヘルス対策の推進	地域・職域連携推進協議会【新規】	・令和6年8月に地域・職域連携推進協議会を開催し、職場におけるメンタルヘルス対策について、市民まなび講座の活用や相談先の周知を行いました。また管内の茅ヶ崎商工会議所、寒川町商工会会員の各事業所にアンケート形式による意識調査を行いました。下半期には、意識調査において保健所保健師による健康づくりのヒアリングに協力可と回答した事業所へのヒアリングや、学識者が参画する研修会を開催予定です。	地域保健課
	3-（1）職場、地域、学校におけるメンタルヘルス対策の推進	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（普及啓発）	・市民まなび講座の「わたしのこころサポート講座」やその他、企業への健康教育を行い、メンタルヘルスに関する普及啓発を行う。 ・家族や同僚等など身近な人に対して傾聴を中心とした支援を行う「心のサポーター」を養成する。	保健予防課
	3-（2）地域における心の健康づくり推進体制の整備	健康増進事業【新規】	・生活習慣病予防の相談を保健師・管理栄養士が、電話及び窓口にて随時対応します。	健康増進課
	3-（2）地域における心の健康づくり推進体制の整備	自殺対策推進事業（各施策の運動性の向上）	・心の健康づくり推進体制として、「こころとくらしの相談会」を年2回開催し相談対応機能を向上させる。	保健予防課
	3-（2）地域における心の健康づくり推進体制の整備	精神障がい者等相談・訪問指導事業（相談・助言の実施）	・精神保健福祉士、保健師による精神保健福祉相談、訪問事業を随時行う。	保健予防課
	3-（3）学校における心の健康づくり推進体制の整備	児童・生徒指導事業【新規】	・年2回以上の学校生活アンケートを実施するとともに、教職員との教育相談を通じて、児童・生徒の困りごとを把握し、必要に応じてチーム支援を行う。 ・家族等身近な人が亡くなった場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる心理的及び福祉的側面からの支援を実施する。また、緊急時には、学校教育指導課特別支援教育巡回相談員（心理士）を派遣し、教職員に対する心理教育を実施したり、児童・生徒との直接面談を行ったりして、児童・生徒の命を守る取組を推進する。 ・日頃から、児童・生徒とのコミュニケーションを大切にし、何か困ったことがあったら相談してみようと思える関係性の構築に努めるとともに、学校生活アンケートや教育相談の機会だけでなく、心の教育相談員やスクールカウンセラー等への相談機会についても児童・生徒に周知することで、児童・生徒がSOSを発信しやすいような環境を整えていく。また、児童・生徒の抱える課題が多様化・複雑化していることを踏まえ、スクールソーシャルワーカーを積極的に派遣し、適切な支援につなげていく。 ・児童・生徒の抱えている課題に応じて、各学校と青少年教育相談室、こども家庭センター、中央児童相談所、警察等の関係機関との連携を推進する。また、希死念慮等を持つ場合には、保健予防課等と情報を共有し、適切な支援に努める。	学校教育指導課
	3-（3）学校における心の健康づくり推進体制の整備	心の教育相談事業	・児童・生徒の悩み相談、話し相手 ・管理職や教職員への情報のつなぎ役 ・中学校区内の学校との連携（連絡会での情報伝達等） ・不登校児童・生徒の対応 ・その他学校の教育相談活動の支援	教育センター
	3-（3）学校における心の健康づくり推進体制の整備	スクールカウンセラー配置活用事業【新規】	・児童・生徒に対するカウンセリング ・保護者に対するカウンセリング ・児童・生徒に関するアセスメント ・教職員に対するコンサルテーション（情報提供やケース会の参加） ・緊急時の対応（心理の専門家としての支援） ・心理に関する研修等の実施 ・学校課題への対応（不登校、いじめ等の対応） ・校内教育相談体制についての助言 ・スクリーニング会議等におけるアセスメントと助言（課題の早期発見・早期対応）	教育センター
	3-（3）学校における心の健康づくり推進体制の整備	青少年教育相談事業	【電話相談は、青少年相談員、一般教育相談員及び心理相談員が担当】 ・青少年電話相談（青少年の様々な問題に関する相談） ・一般教育電話相談（学校・家庭等教育の問題に関する相談） ・「そだち」の電話相談（子どもの発達に関する相談） ・「こころ」の電話相談（一般教育相談を補完する教育全般に関する相談） ・いじめ」電話相談（一般教育相談を補完するいじめに関する相談） 【来所相談は、心理相談員が担当】 ・来所による面接相談（悩みや不安に関する心理相談員による相談） ・「青少年教育相談のご案内」チラシの配布（4月）（相談事業の周知を図る） ・「小・中学生の皆さんへ」チラシの配布（5・8月）（児童・生徒に悩み等の相談窓口を周知するとともに、一人で悩まないように呼びかける）	教育センター

	3-（4）大規模災害による心への影響に関する普及啓発の推進	精神障がい者等相談・訪問指導事業（相談・助言の実施）	・災害派遣では、災害が引き起こす心への影響に関する普及啓発を行う。 ・初期に現れやすいこころの症状を認識し、初期支援を提供し、適切な専門家へつなげるための知識を持って対応するメンタルヘルス・ファーストエイドの研修を受講していく。	保健予防課
4	適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする			
	4-（1）精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上	自立支援協議会	・相談支援部会、就学後の相談のしくみ部会、当事者部会、くらしの基盤強化部会、就労・生活支援部会、事業所間交流・情報発信部会の各部会において、障がいのある方への支援体制の検討や地域課題の抽出を行います。 ・各部会において抽出された地域課題を関係機関にて共有し、課題解決に向け検討を行います。	障がい福祉課
	4-（1）精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上	自殺対策推進事業（各施策の連動性の向上）	・心の健康づくり推進体制として、「こころとくらしの相談会」を年2回開催し相談対応機能を向上させる。 ・茅ヶ崎市自死（自殺）庁内連絡会、庁内各課の会議等を通じて、保健、福祉、教育、労働等の関係各課の連携を深める。	保健予防課
	4-（1）精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（各施策の連動性の向上）	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を通して、地域移行部会、メンタルヘルス部会、茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会をそれぞれ1回ずつ行い、情報交換、地域精神保健福祉対策の検討を行う。	保健予防課
	4-（2）精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（各施策の連動性の向上）	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を通して、関係機関の開催する会議等に出席し助言などを行い、地域の支援困難事例については、神奈川県精神保健福祉センターが実施するコンサルテーションを活用し助言をもらう。	保健予防課
	4-（3）かかりつけの医師等の自殺リスクの評価及び対応技術等に関する資質の向上	医師臨床研修事業【新規】	・医師臨床研修を4月から8月にかけて実施。研修カリキュラムの中で、ゲートキーパーの養成など精神保健福祉対策についても盛り込み、受講者の理解を深めた。	保健企画課
	4-（3）かかりつけの医師等の自殺リスクの評価及び対応技術等に関する資質の向上	救急隊員育成事業	・救急隊内で実施している職員研修で自殺企図等の傷病者に対する研修を実施する。 ・高度化する救急救命処置に対応できるように、近隣の二次病院での病院実習を計画的に実施する。 ・指導救命士を養成するため、指導救命士養成所へ職員を派遣する。	警防救命課
	4-（3）かかりつけの医師等の自殺リスクの評価及び対応技術等に関する資質の向上	自殺対策推進事業（ゲートキーパー養成）	・かかりつけ医の資質向上については、保健所における医師臨床研修において、地域における自殺対策やゲートキーパー養成研修、その他、地域の相談機関等に関する知識の普及を図る。	保健予防課
	4-（4）子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備	相談支援体制の機能強化【新規】	・自立支援協議会の相談支援部会において、相談支援体制の再構築について検討します。 ・発達障害に関する知識向上を目的とした研修会や事例検討会等を市において行うとともに、市の委託先である基幹相談支援センターにおいて日々の支援に役立つ内容の研修等を行います。	障がい福祉課
	4-（4）子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備	療育相談事業【新規】	・子どもの発達に関する相談支援を行い、必要に応じて親子教室や巡回相談、専門相談等を行う。	こども育成相談課
	4-（5）うつ等のスクリーニングの実施	一般介護予防事業【新規】	・介護予防講演会は「栄養」「難聴（耳の聞こえ）」「歯科」「こころの整理（仮）」の4回を実施する予定です。 ・転倒予防教室は市内20会場で、5月から3月の期間で、毎月1回/会場実施する予定です。 ・歌体操教室は、市内24会場で、毎月2回/会場を実施予定。うち1会場（室田自治会館）は、今年度9月に新規開場する予定です。 ・フレイルチェック事業は、年10回を開催予定です。 ・体操のCDやDVDの貸出は、随時、市役所窓口にて受け付ける。	高齢福祉課
	4-（5）うつ等のスクリーニングの実施	妊産婦健康診査事業【新規】	・妊娠届出時に、妊産婦健康診査で使用する妊娠中14回分、産後2回分の補助券を交付する。産後2週間と、産後1か月の時期にエジンバラ産後うつ病スケール（以下EPDS）と赤ちゃんへの気持ち質問票を用いて産後うつのスクリーニングを実施し、EPDS9点以上の場合には、産科医療機関と連携して、専門職の訪問に早期につなげる等のフォローを行う。	こども育成相談課
	4-（5）うつ等のスクリーニングの実施	母子訪問指導事業	・専門職による乳児全戸訪問や母子訪問において、エジンバラ産後うつ病スケール（以下EPDS）と赤ちゃんへの気持ち質問票を用いて産後うつのスクリーニングを実施する。必要に応じて、地区担当保健師の支援、産科や精神科、心療内科等の医療機関との連携や産後ケア事業、ヘルパー事業の紹介等、母子の状況やニーズに応じた支援を行う。	こども育成相談課
	4-（5）うつ等のスクリーニングの実施	精神障がい者等相談・訪問指導事業（相談・助言の実施）	・相談の中で相談者の生活の様子、過ごし方をアセスメントする中でうつ等のスクリーニングを行い、必要な支援に繋げる。	保健予防課
	4-（6）うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進	多重債務相談事業	・職員による事前相談 ・弁護士による法律相談開設に係る事務（第2月曜日・第4金曜日 13:15～16:15 予約制） ・市民や庁内への周知啓発事務	市民相談課

4-（6）うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進	生活困窮者自立相談支援事業	・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し、精神疾患等によるハイリスク者等については、関係機関へ繋ぎ、必要に応じてプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。 ・失業者等による生活困窮者に対し、関係機関への同行や就労支援員による就労支援などを行う ・生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定する。生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援を行う。 ・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し、必要に応じて、子どもの学習・生活支援事業等による支援を実施する。 ・実施機関等が、本人の抱える課題、提供される支援の目標、支援内容、支援を提供するうえでの留意事項を共有するため、支援調整会議を実施する。 ・生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して、個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。 ・生活困窮者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、関係機関との連絡調整を行う。	地域福祉課
4-（6）うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進	依存症等対策事業（普及啓発講演会）【新規】	・依存症対策として、精神保健福祉普及啓発講演会を年1回開催する。	保健予防課
4-（7）がん患者、慢性疾患患者等に対する支援	医事等に関する事務【新規】	・看護師資格を有する専任相談員を配置し、週2回（月曜日、木曜日の8時30分から16時まで）の医療安全相談窓口の運営を行います。 - 電話相談を中心に、茅ヶ崎市や寒川町にある医療機関を受診する患者やそのご家族と、その医療機関が信頼関係を築く支援を行います。また、中立的な立場として、「困りごとや苦情に関する相談」にのり、必要に応じて医療機関に助言・情報提供を行います。	地域保健課
4-（7）がん患者、慢性疾患患者等に対する支援	各種医療相談の実施	・病院内に各種リーフレット配架。 ・医療相談、社会福祉制度、セカンドオピニオン、転院、在宅療養、施設等の相談対応を行う。 ・相談に応じて関係機関と情報共有し、適切な関係先につなぐ。	患者支援センター （茅ヶ崎市立病院）
4-（7）がん患者、慢性疾患患者等に対する支援	がん相談支援センター事業【新規】	・ポスター、リーフレットの配布場所を拡大し周知活動を行う。（公民館、コミュニティセンター、図書館、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、居宅ケア、小規模多機能） ・院内の電光掲示板を用いた周知活動。 ・がん治療、治療に伴う副作用、自宅療養や介護相談、医療費・福祉制度相談、セカンドオピニオン、緩和ケア、仕事との両立等の個別相談の実施。 ・がん相談対応でうつ、自殺リスクのある相談者を精神科または臨床心理士へつなぐ。	
4-（7）がん患者、慢性疾患患者等に対する支援	精神障がい者等相談・訪問指導事業（相談・助言の実施）	・精神保健福祉相談では相談者の悩みを伺い、必要時は関係機関につなげ支援を行う。	保健予防課
4-（7）がん患者、慢性疾患患者等に対する支援	難病患者支援対策推進事業【新規】	・難病相談会、難病講演会、リハビリ教室を年1回開催、患者者・家族のつどい（パーキンソン病交流会、膠原病交流会）については年3回開催する。 ・訪問相談員の確保と質の向上に対しては、在宅難病患者保健福祉従事者研修会を年1回開催する。	保健予防課
4-（7）がん患者、慢性疾患患者等に対する支援	難病患者相談・訪問支援事業【新規】	・難病患者及び家族等からの相談については、随時対応し不安の軽減を図る。必要な支援に対しては、関係機関につなげ、連携を図りながらサービス導入を支援する。	保健予防課
5 地域における自殺リスクを低下させる			
5-（1）地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信	相談支援体制の機能強化【新規】	・自立支援協議会の相談支援部会において、相談支援体制の再構築について検討します。 ・発達障害に関する知識向上を目的とした研修会や事例検討会等を市において行うとともに、市の委託先である基幹相談支援センターにおいて日々の支援に役立つ内容の研修等を行います。	障がい福祉課
5-（1）地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（普及啓発）	・「こころサポートハンドブック（茅ヶ崎版）」の情報を最新情報に改訂し、当所開催の研修会や講座等で配布して相談窓口情報等の発信を行う。	保健予防課
5-（1）地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信	精神障がい者等相談・訪問指導事業（相談・助言の実施）	・「令和6年度こころの相談窓口等のご案内」パンフレットを配布して相談窓口情報等の周知、発信を行う。	保健予防課
5-（2）多重債務の相談窓口の整備	多重債務相談事業	・職員による事前相談 ・弁護士による法律相談開設に係る事務（第2月曜日・第4金曜日 13:15-16:15 予約制） ・市民や庁内への周知啓発事務	市民相談課
5-（3）失業者等に対する相談窓口の充実	勤労市民会館の管理運営	・学生、若者、女性、高齢者、障がい者など幅広い方を対象とした就労支援講座を実施します。また、キャリアカウンセラーや社会保険労務士による相談事業を実施します。	産業観光課
5-（3）失業者等に対する相談窓口の充実	街頭労働相談事業【新規】	・神奈川県及び社会保険労務士会藤沢支部と連携し、事前予約不要の労働に関する相談会を年2回（5月・10月）実施します。	産業観光課
5-（3）失業者等に対する相談窓口の充実	生活困窮者自立相談支援事業	・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し、精神疾患等によるハイリスク者等については、関係機関へ繋ぎ、必要に応じてプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。 ・失業者等による生活困窮者に対し、関係機関への同行や就労支援員による就労支援などを行う ・生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定する。生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援を行う。 ・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し、必要に応じて、子どもの学習・生活支援事業等による支援を実施する。 ・実施機関等が、本人の抱える課題、提供される支援の目標、支援内容、支援を提供するうえでの留意事項を共有するため、支援調整会議を実施する。 ・生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して、個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。 ・生活困窮者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、関係機関との連絡調整を行う。	地域福祉課

5-（3）失業者等に対する相談窓口の充実	生活保護受給者就労支援事業	・生活保護制度における自立助長のため、稼働能力を有する被保護者に対し、生活保護担当ケースワーカーと生活保護就労支援員が専門的知識による協力のもと、支援対象者への就労指導を機能的かつ円滑に進め、きめ細やかな助言・指導等、就労支援の充実を図ることにより、支援対象者の経済的自立を促します。	生活支援課
5-（3）失業者等に対する相談窓口の充実	障がい者就労支援事業【新規】	・湘南地域就労援助センターと連携し、障がいのある方への求職・定着支援、企業への障がい者雇用の推進支援を実施します。 ・湘南地域就労援助センター、藤沢公共職業安定所と連携し、毎月第1、3金曜日に障がい者職業相談を実施します。 ・市役所カフェドットコムにおいて、就労訓練の場を提供する「就労体験事業」の実施や障がい福祉課において「障がい者職場体験事業」を実施します。 ・職員課との共催により、新採用職員研修時のほか、市職員を対象とした研修会において障がい特性や障がい者雇用についての理解啓発を行います。	障がい福祉課
5-（4）経営者に対する相談事業の実施	中小企業経営・融資支援事業	・市内事業者に対して市の制度融資を周知広報するとともに、申請受付などの対応をしています。なお、コロナ禍において無利子・無担保などの条件のよい融資制度が創設され、市制度融資の融資件数、融資額は共に減少していましたが、令和4年度から増加に転じ令和6年度はコロナ禍前の水準に戻りつつあります。	産業観光課
5-（4）経営者に対する相談事業の実施	中小企業経営等相談事業【新規】	・窓口等において経営者が抱えるが問題について相談を受けるとともに、適宜、関係機関の各種専門相談に繋げられています。なお、月1回よろず支援拠点の経営、総合相談の出張相談を市役所にて実施しています。	産業観光課
5-（5）法的問題解決のための情報提供の充実	市民相談事業	・市民の日常生活に係る問題について、市職員、市民相談員が相談 に応じています。（月曜日～金曜日 8:30 17:00）	市民相談課
5-（6）薬品等の過量服薬に関する注意喚起等	医薬品等監視指導事業【新規】	・年間を通し、薬局等に対して医薬品等の品質及び安全性を確保するため、適正な販売、保管、管理等について監視指導を実施しています。監視の際に、一般用医薬品 や毒劇物の適正な販売の実施について確認しています。 ・10月に茅ヶ崎駅周辺にて薬物乱用防止推進地域連絡会合同キャンペーンを実施予定です。関係機関や団体等と連携し、地域住民の薬物乱用防止の意識向上を図ります。	衛生課
5-（6）薬品等の過量服薬に関する注意喚起等	依存症等対策事業（普及啓発講演会）【新規】	・依存症の正しい意識と理解を図るために精神保健福祉普及啓発講演会を実施する。 ・衛生課が実施する薬物乱用防止キャンペーンに参画し、依存症に関わる薬品等の普及啓発と注意喚起を行う。	保健予防課
5-（7）ICTを活用した自殺対策の強化	自殺対策推進事業（自殺対策の普及啓発）	・ICTでは、相談や支援につながりにくい若者へ情報が届くようにSNSを活用した情報発信を行う。	保健予防課
5-（7）ICTを活用した自殺対策の強化	自殺対策推進事業（ゲートキーパー養成）	・ゲートキーパー養成の強化に向けて幅広い対象者が受講できるように、対面に加えてオンラインによるゲートキーパー養成研修を実施する。 ・ゲートキーパー養成研修終了後に、参加者各自で振り替えられるようにゲートキーパー養成研修動画（YouTube）の周知を行い、更なるICTを用いた自殺対策の強化を行う。	保健予防課
5-（8）インターネット上の自殺関連情報対策の推進	自殺対策推進事業（自殺対策の普及啓発）	・インターネット（市ホームページ）を活用し、自殺対策の正しい知識の普及を行う。	保健予防課
5-（9）介護者への支援の充実	家族介護支援事業	・令和6年度は13か所の包括支援センターに委託事業として実施予定。各地域の公共施設等で教室を開催する予定。また高齢福祉課主催の家族介護教室を実施する予定。	高齢福祉課
5-（9）介護者への支援の充実	認知症施策推進事業	・認知症施策検討会議 令和6年度は3回/年実施予定。市の認知症関連施策の共有や意見聴取を行うほか、第10期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定時に、認知症施策推進計画を兼ねる計画にすることについて検討を進めるための準備として実施予定の高齢者等に対するアンケート調査に関する内容等の検討を行う予定。 ・チーム会議は毎月開催。 随時必要に応じてチーム員が訪問や相談を行った。 ・R6年8月までの実検討件数：9件 延べ：19件（モニタリング対応4件含む） ・認知症施策推進事業（委託） 13地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を兼務で配置している。2か月に1回、認知症地域支援推進員連絡会を開催し、市と連携協力して認知症施策を推進できるようにしている。	高齢福祉課
5-（9）介護者への支援の充実	SOSネットワーク事業	・行方不明となるおそれのある高齢者のうち、随時申請のあった者について事前登録を行う。 ・関係機関等との連携し、認知症等高齢者の見守り体制を構築する。 ・認知症等のために行方不明となった高齢者を早期発見・早期保護するため、関係機関等への連絡や市民への搜索依頼（防災行政用無線の活用）を行う。	高齢福祉課
5-（9）介護者への支援の充実	認知症高齢者早期発見見位置お知らせサービス事業（GPS装置の貸与）【新規】	・認知症等高齢者が行方不明になった時早期発見できるよう、希望者に対してGPS装置の貸与を行う。	高齢福祉課
5-（9）介護者への支援の充実	高齢者等の福祉の相談等に関する事務（福祉事務所業務）	・随時、地域包括支援センター等と連携し、高齢者と家族への情報収集や助言、関係機関とのつないでいきます。 ・必要な場合、関係機関等に情報提供を行い、連携していきます。	高齢福祉課
5-（9）介護者への支援の充実	地域包括支援センター運営に関する事務【新規】	・地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。 ・基幹型地域包括支援センターは、委託先の地域包括支援センターの総合調整及び統括支援、地域包括ケア充実のための人材育成及びケースへの後方支援、地域課題の把握及び地域包括ケアシステム推進体制の推進を行う。	高齢福祉課
5-（9）介護者への支援の充実	若年性認知症相談・指導事業【新規】	・保健師による随時相談を行う。相談があった場合は、若年性認知症支援コーディネーターと連携して支援を実施する。 ・当事者支援として若年性認知症本人ミーティングを月1回（合計年12回）実施する。また、自主グループ「うみの会」の支援を行う。	保健予防課
5-（9）介護者への支援の充実	認知症地域支援・人材育成に関する事務【新規】	・普及啓発では、高齢福祉課と共催で「ちがさきオレンジDay」を年1回実施する。 ・人材育成として、若年性認知症従事者研修を年1回開催する。 ・茅ヶ崎市、寒川町の高齢福祉担当が主催する「認知症初期集中支援チーム員会議」に出席し情報共有を行いながら、若年性認知症の地域支援を行っていく。	保健予防課
5-（10）ひきこもりの方への支援の充実	精神障がい者等相談・訪問指導事業（相談・助言の実施）	・精神保健福祉相談では相談者の悩みを伺い、必要時は関係機関につなげ支援を行う。	保健予防課
5-（11）児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実	犯罪被害者等支援事業	・職員による相談対応及び支援（見舞金、転居費用援助、家賃援助、家事介護支援、こども一時預かり支援） ・被害者支援自助グループピア神奈川による専門相談開設に係る事務 ・アドバイザー弁護士との依頼、相談・県からの講師派遣依頼への対応、視察対応 ・啓発活動	市民相談課

5-（１１）児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実	女性のための相談事業	・女性のための相談室を運営し、電話、面談相談を通じて相談者の抱える悩みの解決のための支援につなげる。 ・庁内DVネットワーク会議を開催し、関係課かいとの情報共有を行う。 ・希望した市内の市立中学校3校にデートDV予防講座の実施を予定している。 ・市内全ての市立中学に通学している3年生に対してデートDV予防リーフレットの配布を予定している。 ・女性に対する暴力をなくす運動期間（11/12～11/25）にパネル展の実施を予定している。	多様性社会推進課
5-（１１）児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実	家庭児童相談事業	・児童虐待や家庭での困り事を抱えた家庭を要保護児童対策地域協議会等として継続的な支援を実施する。その中で、自傷行為や自殺をほのめかすケースについては、保健予防課や医療機関と連携を図りながら対応する。 ・子育て練習講座「ほしつ☆メソッド」2歳児講座を1日コースを6講座、3歳児以上の講座を5回コースを8講座開催する。	こども育成相談課
5-（１２）生活困窮者への支援の充実	生活困窮者自立相談支援事業	・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し、精神疾患等によるハイリスク者等については、関係機関へ繋ぎ、必要に応じてプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。 ・失業者等による生活困窮者に対し、関係機関への同行や就労支援員による就労支援などを行う ・生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定する。生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援を行う。 ・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し、必要に応じて、子どもの学習・生活支援事業等による支援を実施する。 ・実施機関等が、本人の抱える課題、提供される支援の目標、支援内容、支援を提供するうえでの留意事項を共有するため、支援調整会議を実施する。 ・生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して、個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。 ・生活困窮者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、関係機関との連絡調整を行う。	地域福祉課
5-（１２）生活困窮者への支援の充実	精神障がい者等相談・訪問指導事業（相談・助言の実施）	・精神保健福祉相談では相談者の悩みを伺い、必要時は関係機関につなげ支援を行う。	保健予防課
5-（１３）ひとり親家庭に対する相談窓口の充実	生活困窮者自立相談支援事業	・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し、精神疾患等によるハイリスク者等については、関係機関へ繋ぎ、必要に応じてプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。 ・失業者等による生活困窮者に対し、関係機関への同行や就労支援員による就労支援などを行う ・生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定する。生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援を行う。 ・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し、必要に応じて、子どもの学習・生活支援事業等による支援を実施する。 ・実施機関等が、本人の抱える課題、提供される支援の目標、支援内容、支援を提供するうえでの留意事項を共有するため、支援調整会議を実施する。 ・生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して、個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。 ・生活困窮者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、関係機関との連絡調整を行う。	地域福祉課
5-（１３）ひとり親家庭に対する相談窓口の充実	精神障がい者等相談・訪問指導事業（相談・助言の実施）	・精神保健福祉相談では相談者の悩みを伺い、必要時は関係機関につなげ支援を行う。	保健予防課
5-（１４）性的マイノリティへの支援の充実	人権啓発事業【新規】	・パートナーシップ宣誓制度運用開始から、令和5年度末まで、28件の宣誓があり、引き続き、制度の周知に努める。 ・人権週間（12/4～12/10）に合わせ、「茅ヶ崎市長人権啓発講演会」を開催し、人権に対する意識啓発を図る。令和6年は性的マイノリティをテーマとした講演会の実施を予定している。 ・県内人権団体が開催する研修・講演会に職員を派遣し、様々な人権課題に対する職員の人権意識向上を図る。	多様性社会推進課
5-（１４）性的マイノリティへの支援の充実	精神障がい者等相談・訪問指導事業（相談・助言の実施）	・精神保健福祉相談では相談者の悩みを伺い、必要時は関係機関につなげ支援を行う。	保健予防課
5-（１５）相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化	自殺対策推進事業（自殺対策の普及啓発）	・インターネット（市ホームページ）に国や県、本市が実施する電話相談、オンライン相談を含めた各種相談先を掲載して相談先の周知を行う。また、市ホームページにメンタルヘルスに関するセルフチェックができる機関の案内を掲載する。・	保健予防課
5-（１５）相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化	精神障がい者等相談・訪問指導事業（相談・助言の実施）	・相談手段については、対象者のニーズに合わせ、対面相談、訪問による相談以外にもZoomを使用したオンライン相談を行う。	保健予防課
5-（１６）関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知	生活困窮者自立相談支援事業	・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し、精神疾患等によるハイリスク者等については、関係機関へ繋ぎ、必要に応じてプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。 ・失業者等による生活困窮者に対し、関係機関への同行や就労支援員による就労支援などを行う ・生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定する。生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援を行う。 ・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し、必要に応じて、子どもの学習・生活支援事業等による支援を実施する。 ・実施機関等が、本人の抱える課題、提供される支援の目標、支援内容、支援を提供するうえでの留意事項を共有するため、支援調整会議を実施する。 ・生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して、個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。 ・生活困窮者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、関係機関との連絡調整を行う。	地域福祉課
5-（１７）自殺対策に資する居場所づくりの推進	自殺対策推進事業（各施策の運動性の向上）	・「こころとくらしの相談会」を通して、相談者が抱える多面的問題を解決し、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進する。 ・家族や友人など身近な人を自死で亡くした方の居場所づくりとして、自死遺族ミーティング（分かち合いの会）を開催予定。	保健予防課
6	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ		
6-（１）救急医と精神科医との連携	救急病院精神科医療機関連絡会	・自殺未遂者支援において、今年度は神奈川県内の情報を収集する。	保健予防課
6-（２）精神科救急医療体制の充実	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（各施策の運動性の向上）	・管内の精神科救急医療体制の充実に向けて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会等を通して情報共有を行う。	保健予防課
6-（３）医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化	救急病院精神科医療機関連絡会	・自殺未遂者支援において、今年度は神奈川県内の情報を収集する。	保健予防課

	6-（4）居場所づくりとの連動による支援	自殺対策推進事業 （各施策の連動性の向上）	・「こころとくらしの相談会」を通して、相談者が抱える多面的問題を解決し、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進する。 ・家族や友人など身近な人を自死で亡くした方の居場所づくりとして、自死遺族ミーティング（分かち合いの会）を開催予定。	保健予防課
	6-（5）家族等の身近な支援者に対する支援	自殺対策推進事業 （自殺対策の普及啓発）	・対象者の相談だけではなく、家族のメンタルヘルスの支援や支援者支援を行い、正しい知識の普及を推進する。・	保健予防課
	6-（5）家族等の身近な支援者に対する支援	精神障がい者等相談・訪問指導事業（相談・助言の実施）	・精神保健福祉相談では相談者の悩みを伺い、必要時は関係機関につなげ支援を行う。	保健予防課
	6-（6）学校、職場等での事後対応の促進	精神障がい者等相談・訪問指導事業（相談・助言の実施）	・他部署からの依頼、また困難事例があった場合は神奈川県精神保健福祉センターにコンサルテーションを依頼して相談、助言を行う。	保健予防課
7	遺された人への支援を充実する			
	7-（1）遺族の自助グループ等の運営支援	自殺対策推進事業 （各施策の連動性の向上）	・遺族等への相談体制として自死遺族と連携し自死遺族ミーティング（分かち合いの会）を開催予定。	保健予防課
	7-（2）学校、職場等での事後対応の促進	自殺対策推進事業 （自殺対策の普及啓発）	・学校、職場で自殺があり相談があった場合は、支援者への助言を行い、正しい知識と対応方法を周知する。・	保健予防課
	7-（3）遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進	自殺対策推進事業 （自殺対策の普及啓発）	・遺族等の支援については、自助グループ等の活動情報、相談窓口が掲載されたパンフレット等で情報提供を行う。・	保健予防課
	7-（4）遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上	自殺対策推進事業 （ゲートキーパー養成）	・庁内職員が遺族等に寄り添い適切な対応ができるように、新採用職員向けゲートキーパー養成研修、茅ヶ崎市自死（自殺）対策庁内連絡会の部会を通して、職員の知識の普及を図る。	保健予防課
	7-（5）遺児等への支援	家庭児童相談事業	・児童虐待や家庭での困り事を抱えた家庭を要保護児童対策地域協議会等として継続的な支援を実施する。その中で、自傷行為や自殺をほのめかすケースについては、保健予防課や医療機関と連携を図りながら対応する。 ・子育て練習講座「ほしつ☆メソッド」2歳児講座を1日コースを6講座、3歳児以上の講座を5回コースを8講座開催する。	こども育成相談課
	7-（5）遺児等への支援	児童・生徒指導事業【新規】	・年2回以上の学校生活アンケートを実施するとともに、教職員との教育相談を通じて、児童・生徒の困りごとを把握し、必要に応じてチーム支援を行う。 ・家族等身近な人が亡くなった場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる心理的及び福祉的側面からの支援を実施する。また、緊急時には、学校教育指導課特別支援教育巡回相談員（心理士）を派遣し、教職員に対する心理教育を実施したり、児童・生徒との直接面談を行ったりして、児童・生徒の命を守る取組を推進する。 ・日頃から、児童・生徒とのコミュニケーションを大切に、何か困ったことがあったら相談してみようと思える関係性の構築に努めるとともに、学校生活アンケートや教育相談の機会だけでなく、心の教育相談員やスクールカウンセラー等への相談機会についても児童・生徒に周知することで、児童・生徒がSOSを発信しやすいような環境を整えていく。また、児童・生徒の抱える課題が多様化・複雑化していることを踏まえ、スクールソーシャルワーカーを積極的に派遣し、適切な支援につなげていく。 ・児童・生徒の抱えている課題に応じて、各学校と青少年教育相談室、こども家庭センター、中央児童相談所、警察等の関係機関との連携を推進する。また、希死念慮等を持つ場合には、保健予防課等と情報を共有し、適切な支援に努める。	学校教育指導課
	7-（5）遺児等への支援	スクールカウンセラー配置活用事業【新規】	・児童・生徒に対するカウンセリング ・保護者に対するカウンセリング ・児童・生徒に関するアセスメント ・教職員に対するコンサルテーション（情報提供やケース会の参加） ・緊急時の対応（心理の専門家としての支援） ・心理に関する研修等の実施 ・学校課題への対応（不登校、いじめ等の対応） ・校内教育相談体制についての助言 ・スクリーニング会議等におけるアセスメントと助言（課題の早期発見・早期対応）	教育センター
	7-（5）遺児等への支援	青少年教育相談事業	【電話相談は、青少年相談員、一般教育相談員及び心理相談員が担当】 ・青少年電話相談（青少年の様々な問題に関する相談） ・一般教育電話相談（学校・家庭等教育の問題に関する相談） ・「そだち」の電話相談（子どもの発達に関する相談） ・「こころ」の電話相談（一般教育相談を補完する教育全般に関する相談） ・いじめ」電話相談（一般教育相談を補完するいじめに関する相談） 【来所相談は、心理相談員が担当】 ・来所による面接相談（悩みや不安に関する心理相談員による相談） ・「青少年教育相談のご案内」チラシの配布（4月）（相談事業の周知を図る） ・「小・中学生の皆さんへ」チラシの配布（5・8月）（児童・生徒に悩み等の相談窓口を周知するとともに、一人で悩まないように呼びかける）	教育センター
	7-（5）遺児等への支援	自殺対策推進事業 （ゲートキーパー養成）	・遺児についても自殺のハイリスク者としてメンタルヘルスの視点を持って支援することが重要であり、ゲートキーパー養成研修を通して周囲の人が適切な対応方法等の知識の普及を図っていく。	保健予防課
8	民間団体との連携を強化する			
	8-（1）民間団体の人材育成に対する支援	自殺対策推進事業 （ゲートキーパー養成）	・障がい者施設、介護事業所等の民間団体から依頼があった場合は、活動分野に沿った研修資料を作成し、ゲートキーパー養成研修を行い、民間団体における人材育成を支援する。	保健予防課
	8-（2）地域における連携体制の確立	自立支援協議会	・相談支援部会、就学後の相談のしくみ部会、当事者部会、くらしの基盤強化部会、就労・生活支援部会、事業所間交流・情報発信部会の各部会において、障がいのある方への支援体制の検討や地域課題の抽出を行います。 ・各部会において抽出された地域課題を関係機関にて共有し、課題解決に向け検討を行います。	障がい福祉課
	8-（2）地域における連携体制の確立	地域生活支援拠点等整備事業【新規】	・自立支援協議会地域生活支援拠点等整備進化プロジェクトを2ヶ月に1回程度開催し、地域生活支援拠点等の機能進化について協議をしていきます。 ・安心生活支援事業の登録事業者を増加させ、緊急時の対応に備えます	障がい福祉課
	8-（2）地域における連携体制の確立	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 （各施策の連動性の向上）	・茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会等で様々な民間団体と情報共有を行い、連携を強化していく。	保健予防課
	8-（3）民間団体の取組や相談事業に対する支援	市民活動サポートセンター管理運営業務【新規】	・指定管理者と月1回のモニタリングをとおして、施設の管理運営状況を確認するとともに、市民活動団体等からの相談内容を共有し協議を行う。	市民自治推進課

	8-（3）民間団体の取組や相談事業に対する支援	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（各施策の運動性の向上）	・民間団体から取組や相談があった場合は、コンサルテーションの開催や必要に応じて関係機関につなぎ支援を行っていく。	保健予防課
9	子ども・若者の自殺対策を更に推進する			
	9-（1）いじめを苦にした子どもの自殺の予防	いじめ問題対策連絡協議会事業【新規】	・いじめ問題対策連絡協議会を下半期に開催し、学校でのいじめの対応や関係機関の状況を確認し、情報交換や連絡調整を行う。	こども育成相談課
	9-（1）いじめを苦にした子どもの自殺の予防	いじめ防止対策推進事業【新規】	・「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの定義を本市全教職員が正しく理解し、「いじめはどの学校にも起こる」という認識の下、「いじめ0」ではなく「いじめ見逃し0」を目指し、各学校及び児童・生徒指導担当教員研究会等を通じて、弁護士有資格職員による「いじめ認知」に係る研修を推進していく。 ・いじめの早期発見・早期対応に努めるとともに、必要に応じて各関係機関等と連携を図り、いじめの重大事態化を防ぐ。 ・「茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会」において、児童・生徒のSOSを早期にキャッチするための手法について、研究を進めていく。 ・「茅ヶ崎市いじめ防止サミット」において、「心のコップ」の考え方を伝えるとともに、児童・生徒同士でいじめ防止に係る協議を行うことで、いじめに対する児童・生徒の主体性を育む。	学校教育指導課
	9-（2）学生・生徒等への支援の充実	児童・生徒指導事業【新規】	・年2回以上の学校生活アンケートを実施するとともに、教職員との教育相談を通じて、児童・生徒の困りごとを把握し、必要に応じてチーム支援を行う。 ・家族等身近な人が亡くなった場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる心理的及び福祉的側面からの支援を実施する。また、緊急時には、学校教育指導課特別支援教育巡回相談員（心理士）を派遣し、教職員に対する心理教育を実施したり、児童・生徒との直接面談を行ったりして、児童・生徒の命を守る取組を推進する。 ・日頃から、児童・生徒とのコミュニケーションを大切に、何か困ったことがあったら相談してみようと思える関係性の構築に努めるとともに、学校生活アンケートや教育相談の機会だけでなく、心の教育相談員やスクールカウンセラー等への相談機会についても児童・生徒に周知することで、児童・生徒がSOSを発信しやすいような環境を整えていく。また、児童・生徒の抱える課題が多様化・複雑化していることを踏まえ、スクールソーシャルワーカーを積極的に派遣し、適切な支援につなげていく。 ・児童・生徒の抱えている課題に応じて、各学校と青少年教育相談室、こども家庭センター、中央児童相談所、警察等の関係機関との連携を推進する。また、希死念慮等を持つ場合には、保健予防課等と情報を共有し、適切な支援に努める。	学校教育指導課
	9-（2）学生・生徒等への支援の充実	スクールカウンセラー*配置活用事業【新規】	・児童・生徒に対するカウンセリング ・保護者に対するカウンセリング ・児童・生徒に関するアセスメント ・教職員に対するコンサルテーション（情報提供やケース会の参加） ・緊急時の対応（心理の専門家としての支援） ・心理に関する研修等の実施 ・学校課題への対応（不登校、いじめ等の対応） ・校内教育相談体制についての助言 ・スクリーニング会議等におけるアセスメントと助言（課題の早期発見・早期対応）	教育センター
	9-（2）学生・生徒等への支援の充実	青少年教育相談事業	【電話相談は、青少年相談員、一般教育相談員及び心理相談員が担当】 ・青少年電話相談（青少年の様々な問題に関する相談） ・一般教育電話相談（学校・家庭等教育の問題に関する相談） ・「そだち」の電話相談（子どもの発達に関する相談） ・「こころ」の電話相談（一般教育相談を補完する教育全般に関する相談） ・いじめ」電話相談（一般教育相談を補完するいじめに関する相談） 【来所相談は、心理相談員が担当】 ・来所による面接相談（悩みや不安に関する心理相談員による相談） ・「青少年教育相談のご案内」チラシの配布（4月）（相談事業の周知を図る） ・「小・中学生の皆さんへ」チラシの配布（5・8月）（児童・生徒に悩み等の相談窓口を周知するとともに、一人で悩まないように呼びかける）	教育センター
	9-（2）学生・生徒等への支援の充実	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）【新規】	・各小学校区に設置されている公設民営児童クラブの管理運営・運営支援を実施し、平日の放課後のほか、土曜日や夏休み等の長期休暇中の児童の安全・安心な居場所を創出する。	青少年課
	9-（2）学生・生徒等への支援の充実	小学校ふれあいプラザ事業【新規】	・放課後等に学校等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点を提供するため、学校、保護者、地域の方々と組織された運営委員会により、小学校区ごとに小学校ふれあいプラザを開催する。パートナーと呼ばれる方々が見守る中で、児童が楽しく、自由に過ごすことができ、年齢の異なる児童同士の交流を深められるような居場所をつくる。	青少年課
	9-（2）学生・生徒等への支援の充実	ネットパトロール事業【新規】	・インターネット上でSNSの書き込み検索等を継続的にを行い、市内の児童・生徒が悩んでいる様子等をキャッチし、学校と連携する中で、適切な対応につなげる。	青少年課
	9-（3）SOSの出し方に関する教育*等の推進	SOSの出し方に関する教育*【新規】	・児童虐待や家庭での困り事を抱えた家庭を要保護児童対策地域協議会等として継続的な支援を実施する。その中で、自傷行為や自殺をほのめかすケースについては、保健予防課や医療機関と連携を図りながら対応する。 ・子育て練習講座「ほしつ☆メソッド」2歳児講座を1日コースを6講座、3歳児以上の講座を5回コースを8講座開催する。	学校教育指導課
	9-（4）子どもへの支援の充実	家庭児童相談事業	・児童虐待や家庭での困り事を抱えた家庭を要保護児童対策地域協議会等として継続的な支援を実施する。その中で、自傷行為や自殺をほのめかすケースについては、保健予防課や医療機関と連携を図りながら対応する。 ・子育て練習講座「ほしつ☆メソッド」2歳児講座を1日コースを6講座、3歳児以上の講座を5回コースを8講座開催する。	こども育成相談課
	9-（5）若者への支援の充実	女性のための相談事業	・女性のための相談室を運営し、電話、面談相談を通じて相談者の抱える悩みの解決のための支援につなげる。 ・庁内DVネットワーク会議を開催し、関係課かいとの情報共有を行う。 ・希望した市内の市立中学校3校にデートDV予防講座の実施を予定している。 ・市内全ての市立中学に通学している3年生に対してデートDV予防リーフレットの配布を予定している。 ・女性に対する暴力をなくす運動期間（11/12～11/25）にパネル展の実施を予定している。	多様性社会推進課

9-（5）若者への支援の充実	生活困窮者自立相談支援事業	・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し、精神疾患等によるハイリスク者等については、関係機関へ繋ぎ、必要に応じてプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。 ・失業者等による生活困窮者に対し、関係機関への同行や就労支援員による就労支援などを行う ・生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定する。生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援を行う。 ・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し、必要に応じて、子どもの学習・生活支援事業等による支援を実施する。 ・実施機関等が、本人の抱える課題、提供される支援の目標、支援内容、支援を提供するうえでの留意事項を共有するため、支援調整会議を実施する。 ・生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して、個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。 ・生活困窮者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、関係機関との連絡調整を行う。	地域福祉課
9-（5）若者への支援の充実	精神障がい者等相談・訪問指導事業（相談・助言の実施）	・精神保健福祉相談では相談者の悩みを伺い、必要時は関係機関につなげ支援を行う。	保健予防課
9-（6）知人等への支援	自殺対策推進事業（ゲートキーパー養成）	・ゲートキーパー養成研修の「自分のこころのケア」を通して、悩みを抱える方を支援する家族や知人が、自分自身の心の健康を維持できるように支援する。	保健予防課
9-（6）知人等への支援	精神障がい者等相談・訪問指導事業（相談・助言の実施）	・精神保健福祉相談では相談者の悩みを伺い、必要時は関係機関につなげ支援を行う。	保健予防課
9-（7）子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備	自殺対策推進事業（各施策の運動性の向上）	・茅ヶ崎市自死（自殺）庁内連絡会の部会などを通して、子どもに関わる関係各課と連携し、自殺対策を推進するための体制整備を検討する。	保健予防課
10 勤務問題による自殺対策を更に推進する			
10-（1）長時間労働の是正に向けた普及啓発	勤労市民会館の管理運営	・学生、若者、女性、高齢者、障がい者など幅広い方を対象とした就労支援講座を実施します。また、キャリアカウンセラーや社会保険労務士による相談事業を実施します。	産業観光課
10-（1）長時間労働の是正に向けた普及啓発	自殺対策推進事業（自殺対策の普及啓発）	・長時間労働の是正、ハラスメント防止対策については、過労死等が無く仕事と生活を調和させ、働き続けることができるように、企業への学び講座を通して職場のメンタルヘルスについて、正しい知識の普及啓発を行う。	保健予防課
10-（2）職場におけるメンタルヘルス対策の推進	地域・職域連携推進協議会【新規】	・児童虐待や家庭での困り事を抱えた家庭を要保護児童対策地域協議会等として継続的な支援を実施する。その中で、自傷行為や自殺をほのめかすケースについては、保健予防課や医療機関と連携を図りながら対応する。 ・子育て練習講座「ほしつ☆メソッド」2歳児講座を1日コースを6講座、3歳児以上の講座を5回コースを8講座開催する。	地域保健課
10-（2）職場におけるメンタルヘルス対策の推進	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（普及啓発）	・市民まなび講座の「わたしのこころサポート講座」やその他、企業への健康教育を行い、メンタルヘルス対策の助言、対策を行う。	保健予防課
10-（3）ハラスメント防止対策の普及啓発	勤労市民会館の管理運営	・学生、若者、女性、高齢者、障がい者など幅広い方を対象とした就労支援講座を実施します。また、キャリアカウンセラーや社会保険労務士による相談事業を実施します。	産業観光課
10-（3）ハラスメント防止対策の普及啓発	自殺対策推進事業（自殺対策の普及啓発）	・長時間労働の是正、ハラスメント防止対策については、過労死等が無く仕事と生活を調和させ、働き続けることができるように、企業への学び講座を通して職場のメンタルヘルスについて、正しい知識の普及啓発を行う。	保健予防課
11 女性の自殺対策を更に推進する			
11-（1）妊産婦への支援の充実	女性のための相談事業	・女性のための相談室を運営し、電話、面談相談を通じて相談者の抱える悩みの解決のための支援につなげる。 ・庁内DVネットワーク会議を開催し、関係課かいとの情報共有を行う。 ・希望した市内の市立中学校3校にデートDV予防講座の実施を予定している。 ・市内全ての市立中学に通学している3年生に対してデートDV予防リーフレットの配布を予定している。 ・女性に対する暴力をなくす運動期間（11/12～11/25）にパネル展の実施を予定している。	多様性社会推進課
11-（1）妊産婦への支援の充実	母子訪問指導事業	・専門職による乳児全戸訪問や母子訪問において、エジンバラ産後うつ病スケール（以下EPDS）と赤ちゃんへの気持ち質問票を用いて産後うつのスクリーニングを実施する。必要に応じて、地区担当保健師の支援、産科や精神科、心療内科等の医療機関との連携や産後ケア事業、ヘルパー事業の紹介等、母子の状況やニーズに応じた支援を行う。	こども育成相談課
11-（1）妊産婦への支援の充実	産後ケア事業【新規】	・産後ケア事業を希望する母子について、母子保健コーディネーターが話を伺いながら、事業を案内する。産後ケア受託事業者と連携し、授乳支援や育児手技獲得の支援、休息の提供等を通じて、産後の母子の心身のケアを行う。	こども育成相談課
11-（2）コロナ禍で顕在化した悩みを抱える女性への支援	女性のための相談事業	・女性のための相談室を運営し、電話、面談相談を通じて相談者の抱える悩みの解決のための支援につなげる。 ・庁内DVネットワーク会議を開催し、関係課かいとの情報共有を行う。 ・希望した市内の市立中学校3校にデートDV予防講座の実施を予定している。 ・市内全ての市立中学に通学している3年生に対してデートDV予防リーフレットの配布を予定している。 ・女性に対する暴力をなくす運動期間（11/12～11/25）にパネル展の実施を予定している。	多様性社会推進課
11-（2）コロナ禍で顕在化した悩みを抱える女性への支援	生活困窮者自立相談支援事業	・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し、精神疾患等によるハイリスク者等については、関係機関へ繋ぎ、必要に応じてプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。 ・失業者等による生活困窮者に対し、関係機関への同行や就労支援員による就労支援などを行う ・生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定する。生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援を行う。 ・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し、必要に応じて、子どもの学習・生活支援事業等による支援を実施する。 ・実施機関等が、本人の抱える課題、提供される支援の目標、支援内容、支援を提供するうえでの留意事項を共有するため、支援調整会議を実施する。 ・生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して、個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。 ・生活困窮者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、関係機関との連絡調整を行う。	地域福祉課
11-（2）コロナ禍で顕在化した悩みを抱える女性への支援	精神障がい者等相談・訪問指導事業（相談・助言の実施）	・精神保健福祉相談では相談者の悩みを伺い、必要時は関係機関につなげ支援を行う。	保健予防課